訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)サービス重要事項説明書

貴殿に対する訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)サービスの提供にあたり本事業所が説明すべき内容 は次のとおりです。

1. サービス提供する事業者

事業者の名称	一般社団法人 鶴岡地区医師会
事業者の所在地	鶴岡市馬場町1番34号
法人の種別	一般社団法人
代 表 者 名	会長福原晶子
電話番号	0235 - 22 - 0136

2. 事業所の概要

事業所の名称	介護老人保健施設みずばしょう 訪問入浴
事業所の所在地	鶴岡市羽黒町後田字谷地田 191-4
電 話 番 号	0235 - 28 - 1584
F A X 番号	0235 - 28 - 1586
介護保険指定事業所番号	$0\ 6\ 7\ 0\ 7\ 0\ 0\ 0\ 7\ 9$
サービスの種類	訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)
管 理 者 名	伊藤信之
通常の事業の実施地域	鶴岡市全域、三川町

3. 事業の目的・運営方針

事業の目的	要介護者等の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活
	を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望、環境に配慮して必要な
	入浴の援助を行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的と
	します。
運営方針	利用者の意志、人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを行い、主
	治医や関係機関との連携に努めることを運営方針とします。

4. 職員の配置状況

職種	勤務体制	職務内容
管理者	1名	管理監督
看護師・准看護師	1名以上	看護・介護職員が3名ひと組で入浴介
介護福祉士	2名以上	護を行います。

5. 営業日·営業時間

営業日	月曜日~土曜日(祝祭日・8/13・12/29~1/3 を除く)
営業時間	8:30 ~ 17:30 、 土曜日 8:30 ~ 12:30

6. サービス提供内容

利用者宅に入浴車で伺い、専用の浴槽を自宅のお部屋へ運んで、心身の特性に応じ安心して入浴できるように援助します。

- ① 洗体、洗髪及び洗顔 ② 衣類の着脱に関する介助 ③介護に関する相談・助言
- ④ その他入浴の実施に必要なこと ⑤ 健康チェック及び安全管理
- ⑥ 入浴サービスの実施に係る事務連絡及び報告

7. 利用料金

- (1) 本事業対象サービスの料金
- ① 訪問し入浴サービス、清拭サービスを提供した場合、利用料として別紙利用料金一覧表に基づき徴収いたします。
- ② 2 で示した「通常の事業の実施地域」におけるサービス利用について、交通費は無料ですが、 それ以外の地域へのサービスについては交通費の実費(通常の事業の実施地域を超えた地点 から 1 kmあたり 29 円) をいただきます。
- (2) 利用料金のお支払方法

上記料金の支払いは、1ヵ月ごとに計算し、翌月 20 日までに請求します。料金徴収は、金融機関指定口座から 26 日に自動引落しいたします。また、当月自動引落しができなかった場合は、現金にて徴収いたします。

8. ご利用にあたっての留意事項

サービス提供者が「介護保険被保険者証」等の確認をさせていただく場合には、ご提示をお願いします。また、「介護保険被保険者証」等の内容に変更があった場合は、速やかにお知らせください。その他、別紙サービス利用に際してのお願いを参照ください。

9. 緊急時の対応

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、主治医の指示に従い適切な対応にあたります。また、速やかに利用者の家族、緊急連絡先、居宅介護支援事業所などへ連絡します。

10. 非常災害時の対応

訪問できない何らかの災害が発生した場合は、連絡手段が確保されている場合を除いては、予定されている訪問を急遽、取り止める場合があります。連絡手段が確保できた時点で連絡を入れさせていただきます。

11. サービス内容に関する相談・苦情窓口

本事業所利用に対する要望・苦情又はサービス計画等について相談がある場合は、次のところで承ります。

介護老人保健施設みずばしょう 訪問入浴

管理者 伊藤信之

電 話 (0235)28-1584

受付時間 平 日 8:30 から 17:30 まで

土曜日 8:30 から 12:30 まで

上記以外の苦情に対応する主な窓口

窓口の名称	電話番号	対応時間
①鶴岡市長寿介護課	0235-25-2111(代表)	光效時間) 7 六十二
②山形県国民健康保険団体連合会	0237-87-8000(代表)	業務時間に応ずる

12. 虐待防止について

利用者等の人権擁護・虐待防止等のために、以下の対策を講じます。

(1) 虐待防止責任者を選任しています

虐待防止に関する責任者

管理者 伊藤信之

- (2) 成年後見制度の利用を支援します
- (3) 苦情解決のための体制を整備しています
- (4) 従事者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修会を実施しています
- (5) サービスの提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等利用者を現に養護する者) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報します

13. ハラスメント対策について

職員による利用者・家族へのハラスメント及び、利用者・家族によるハラスメント防止 に向け、下記の点を利用者・家族に周知する。

- (1) 事業所が行うサービスの範囲及び費用
- (2) 職員に対する金品の心づけのお断り
- (3) サービス提供時のペットの保護 (ゲージに入れる、首輪でつなぐなど)
- (4) サービス内容に疑問や不満がある場合、又は職員からハラスメントを受けた場合は、気軽に 苦情相談窓口に連絡をいただく
- (5) 職員へのハラスメントを行わないこと

14. 個人情報の保護

利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。ただし、利用者の情報は、他事業所・医療機関・県・市町および関係機関等との連携調整等において必要が生じた場合は、関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払い使用できるものとして、同意をいただきます。

みずばしょう訪問入浴サービス

~ サービス利用に際してのお願い ~

1.訪問入浴を受けられる方へ

- ・訪問時間は、移動時間、器具の準備・片付け、入浴、入浴後の処置を含めておよそ1時間です。
- ・3名の職員(看護師・介護員)が入浴介護を行いますので、医療的に重症な方でも入浴ができます。
- ・体調に変化があった場合は、主治医の指示を仰ぎ、入浴可否の確認を行います。また、入浴前日と入浴 後はその日の状態等の連絡を行っています。
- ・都合により予定日に入浴できない場合は、早めにご連絡をお願いします。
- ベッドメーキングもサービスで行っております。
 - ※洗濯物はまとめて置きますが、最終的な確認はご家族でお願いいたします。
- ・入浴後のケアも行っておりますので、ご安心ください。髭剃りのご希望がある方は、電気カミソリの準備をお願いします。
- ・入浴に使用するバスタオル、フェイスタオル等はこちらで持参いたしますが、下記の物は準備をお願い しています。

◆◇入浴時◇◆

- ◎シャンプー
- ◎ボディーソープまたは石鹸
- ◎洗身用のタオル 1本
- こちらを洗面器に入れて準備をお願いします

◆◇清拭時◇◆

- ◎ボディーソープまたは石鹸
- ◎洗身用のタオル 1本
- ◎陰部洗浄用ボトル(台所用洗剤の空ボトル)
- こちらを洗面器に入れて準備をお願いします

2.入浴日について

- ・入浴日の朝に、熱を測っていただくようお願いします。食事は入浴の1時間前には済ませ、満腹時及び 空腹時を避けていただくようにお願いします。
- ・当日は入浴車で伺いますので駐車場所の確保と、お湯を供給するための電気・水を使用させていただきます。また、入浴作業中は電気や給湯設備がつながっている状況の為、車の移動は出来かねますのでご 了承ください。
 - ※冬場は除雪にご協力をお願いします。
 - ※災害等による停電・断水で復旧に時間がかかる場合は、入浴作業を中止させていただく場合があります。
 - ※水道蛇口の形状によっては、アタッチメントをご用意いただく必要があります。
 - ※水道のホースジョイントは、付け外しによる劣化を防ぐため、外した状態にして頂くようにお願いいたします。
- ・ペットを飼われているお宅でのご利用時間中の対応につきましては、飼育しているペットをゲージにいれる、リードをつないでいただく、居室以外の部屋へ保護するなどの配慮をお願いします。 職員がペットに噛まれた場合などは、治療費等のご相談をさせていただく場合があります。
- ・貴重品・金銭の管理は、ご利用者様・ご家族様の責任にて行っていただきますようお願い申し上げます。不要なトラブルや疑いを避けるため、職員が出入りさせていただく場合には、貴重品や金銭等を 極力目につく場所に置かないようご配慮をお願いいたします。
- ・入浴時は衣類を脱ぎますので、寒い時は事前に部屋を暖かく(23℃くらい)していただきますようお願い します。
- ・入浴後、落ち着きましたら水分(水・お茶)の補給をお願いします。
- ・交通事情等により訪問時間の遅れや変更をさせていただく場合がございますが、その際はご理解の程 よろしくお願いします。

3. プライバシー保護について

- ・利用者様の安否確認や見守りを目的としたカメラの使用およびケアの確認等で職員が画像に写りこむ 場合は、プライバシー保護のため事前に職員の同意を得てください。
- ・見守りカメラの設置を含み、職員を撮影する際は、一言お伝えください。
- ・SNS等で画像を使用する場合も同様にお願いします。

4. 暴言・暴力行為・ハラスメントの禁止

・暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。職員へのハラスメント等により、サービスの中断や 契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにもご協力をお願いします。

(ハラスメントの具体例)

分類	内容	例
1、身体的暴力	身体的な力を使って危害を及ぼす行	ものを投げつける/つばを吐く/たたく/つ
	為	ねる/手を払いのける/蹴る
2、精神的暴力	他人の尊厳や人格を言葉や態度によ	大声を出す/怒鳴る/特定の職員に嫌がらせ
	って傷つけたり、おとしめたりする	をする/「この程度できて当然」と理不尽
	行為	なサービスを要求する/威圧的な態度で文
		句を言う/無視する
3、セクシュア	意に添わない性的誘い掛け、好意的	必要もなく手や腕をさわる/抱きしめる/ヌ
ル・ハラスメン	態度の要求等、性的嫌がらせ行為	ード写真を見せる/性的な話をする/下半身
F		を丸出しにする
4、その他	悪質クレームやストーカー行為など	特定の職員につきまとう/長時間の電話/利
		用者様や家族様が事業所や職員に対して理
		不尽な苦情を申し立てる

5. その他

- ・職員への茶菓の接待やお心づけは、一切しないようお願いいたします。
- ・サービス内容に対する疑問やご要望は、担当職員または、在宅サービスセンター管理者へお申し出く ださい。
- ・必要に応じて録音することがあります。
- ・虐待防止について自治体・関係者に報告・相談することがありますのでご理解ください。

介護老人保健施設みずばしょう 訪問入浴 TEL 0235 (28) 1584